法令遵守規程

有　限　会　社　椋　木　商　会

（目的）

第１条　有限会社椋木商会法令遵守規程（以下、「規程」という）は、有限会社椋木商会（以下、「法人」という）が行う介護福祉事業を含む全ての事業について、法令を遵守し、業務が適正に遂行することを目的として定める。

（基本方針）

第２条　法人が行う全ての事業を適正に行うために、以下を法人の基本方針とする。

（１）事業を行うに際しては、法令を遵守し、違法行為を行わない。

（２）法令遵守のために必要な法人の組織体制を整備する。

（３）法令遵守責任者は、各部門管理者と連携し、適正な事業運営を確保する。

（法令遵守責任者）

第３条　法令遵守責任者は、代表取締役社長とする。

（法令遵守責任者の責務）

第４条　法令遵守責任者は、法人の事業が法令遵守により遂行されるよう努めなければならない。

（管理者の役割）

第５条

１．各事業部管理者は、責任者として自らが責任を担う事業について職員と連携しながら法令遵守を徹底し、業務を遂行する。

２．管理者は、自らが責任を担う事業が法令に適合しているかを、必要に応じて法令遵守責任者に確認を求める。

３．管理者は、職員が法令を遵守しつつ業務を遂行するよう必要な指示命令をするものとする。

（職員の責務）

第６条

１．職員は第２条に定める基本方針に基づき、日々業務を行うものとする。

２，職員は、自らも専門職としての職業倫理を身に付け、自己の担当職務に関する関係法令を理解しつつ遵守し、日常業務を行う。

３．職員は、法令遵守の観点から疑わしい事象がある場合は、自らの管理者または、必要に応じて法令遵守責任者に報告しなければならない。

（教育及び研修）

第７条　研修は、管理者が行うと共に、法令遵守責任者も必要に応じて企画し、実施するものとする。

（処分）

第８条　法令違反する行為を行った職員は、有限会社椋木商会の就業規則に則り懲戒処分にされるものとする。

附　則

この規程は令和　5年　4月　1日から施行する。

法令遵守規程組織図

有　限　会　社　椋　木　商　会

法令遵守責任者
代表取締役社長
椋木　和貞

ガス事業部
（管理者）石田　孝二
（職員）川口　未来
（職員）池田　寛

在宅酸素事業部
（管理者）石田　伸
（職員）三浦　智広

経理部
（管理者）椋木　澄子
（職員）岡崎　秀子
（職員）寺井　久恵

介護事業部
（管理者）西村　光弘
（職員）堀本　智樹
（職員）大石　伝斗
（職員）井戸　達明
（職員）稲垣　紳司
（職員）太田　稔彦

居宅介護支援事業所
（管理者）豊田　さおり